

平成27年 第12回
教育委員会定例会会議録

平成27年12月8日（火）
港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第 2 4 3 6 号

平成 2 7 年第 1 2 回定例会

日時 平成 2 7 年 1 2 月 8 日（火） 午後 3 時 0 0 分開会

場所 教育委員会室

「出席委員」

委 員 長	澤 孝一郎
委員長職務代理者	小 島 洋 祐
委 員	綱 川 智 久
委 員	永 山 幸 江
教 育 長	小 池 眞喜夫

「説明のため出席した事務局職員」

次 長	益 口 清 美
庶務課長兼務教育政策担当課長	佐 藤 雅 志
学 務 課 長	新 井 樹 夫
学校施設担当課長	奥 津 英一郎
生涯学習推進課長	山 田 吉 和
図書・文化財課長	前 田 憲 一
指 導 室 長	渡 辺 裕 之

「書記」

庶務課庶務係長	小野口 敬 一
庶 務 課 庶 務 係	鈴 木 玲 奈

「議題等」

日程第 1 請願又は陳情

- 1 教科書並びに教育現場での宗教的中立性の遵守を要望する請願について

日程第 2 審議事項

- 1 議案第 8 3 号 港区立幼稚園の保育料に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
- 2 議案第 8 4 号 平成 2 8 年度港区立生涯学習センター及び港区立青山生涯学習館の臨時休館について
- 3 議案第 8 5 号 港区立埠頭少年野球場の臨時休場について
- 4 議案第 8 6 号 芝五丁目複合施設整備基本計画（案）について

日程第 3 教育長報告事項

- 1 平成 2 7 年第 4 回港区議会定例会の質問について

- 2 平成28年度港区立幼稚園園児募集結果について
- 3 平成28年度小学校移動教室・夏季学園について
- 4 平成28年度入園式・入学式、修了式・卒業式及び土曜授業の実施日について
- 5 後援名義等の11月分使用承認について
- 6 生涯学習推進課の11月事業実績について
- 7 生涯学習推進課の各事業別利用状況について
- 8 生涯学習推進課の1月事業予定について
- 9 図書館・郷土資料館の11月行事实績について
- 10 図書館の11月分利用実績について
- 11 図書館・郷土資料館の1月行事予定について
- 12 1月指導室事業予定について

「開 会」

○澤委員長 皆さん、こんにちは。ただいまから、平成27年第12回港区教育委員会定例会を開会いたします。
(午後3時00分)

昨日は、子どもサミットにご出席ありがとうございました。

早稲田大学の田中先生から「スマホいじめをどうやって防ぐか？」という講演がありました。夜になっても、スマホを通して4人ぐらいがおしゃべりする。1人が、自分は親から8時までと言われているので途中から参加しなかったら、仲間外れにされて一種のいじめにつながったという話がありました。家に帰っても友達とつながっていなければならないという子どもたちの環境の中で、人間関係をどう築き、人間関係のトラブルについてどのようにルールをつくって解決していったらよいかという新たな問題があると思いながら、小学生や中学生からいろいろな意見を聞かせてもらい、とても参考になりました。

「会議録署名委員」

○澤委員長 それでは、日程に入ります。

本日の署名委員は、綱川委員にお願いします。

第1 請願又は陳情

1 教科書並びに教育現場での宗教的中立性の遵守を要望する請願について

○澤委員長 日程第1、請願又は陳情に入ります。

平成27年11月15日付で、宗教法人本門立正宗信者代表中川正衛氏から、「教科書並びに教育現場での宗教的中立性の遵守を要望する請願について」が提出されております。

本日は、請願者からの趣旨説明の要望はございません。

それでは、請願文を書記に朗読してもらいます。

○書記 それでは、読み上げます。

当宗は法華経本門立正宗と名乗り、純粋に日蓮聖人の教えを現代に広めることを標榜し、活動をしている宗教法人です。先師である中川日哲上人（故人）とその師、橋本日種上人（故人）は、戦時中の国家神道政策による、天照大神のお札の祭祀強制を拒否したため、治安維持法違反、不敬罪などに問われ、終戦までの2年間、牢獄に繋がれ、「銃殺しようと思えばすぐにでも出来る」等と脅され、過酷な拷問にあったため、終戦後GHQからも取り調べを受けたのですが、その際には、罪科のない一般民衆を大量虐殺した大空襲と原爆投下を「キリスト教国アメリカは仮面を被ったジェントルマン」と糾弾し、取調主任官E・H・ネルソン氏に「あなたこそ真の宗教家だ。」と言わしめた権門に屈せぬ歴史を有している宗門であります。

平成17年にも同様の請願をいたしましたが、この度の検定に際しても、当宗信者の子弟が学校教育の現場で、キリスト教に関する宗教教育と同等の授業を受ける虞のある教科書が検定通過した

と聞き及び、この現代において、宗教の偏向教育により信教の自由が再び冒されることがないよう、憲法第16条の請願権に基づき、みだしのことについて、下記のとおりお願いいたします。

1 請願事項 憲法第20条で「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。」と規定されているにも拘わらず、宗教的色彩の濃い中学校英語教材 ①学校図書TONTAL ENGLISH2「Mother Teresa」②開隆堂出版Sun Shine2「フィンランドにやってきた 由紀からのメール」③開隆堂出版Sun Shine3 Extensive Reading2 Mother Teresa④教育出版ONE WORD2 「Halloween Party」⑤三省堂出版NEW CROWN3 「I have a dream」等の教材が文部科学省の検定に合格し、公立の学校教育現場で教科書として使用される予定ですが、宗教的信条を異にする者たちにとっては、当該授業を受けることは、単に快・不快の段階を遥かに超えた大いなる違和感と精神的苦痛を感じるものであり、国民に保障された基本的人権である信教の自由を著しく侵害するものですので、以下の措置を直ちにとっていただきたいのであります。

2 取るべき措置の内容 (1) 直ちに、前記①②③④⑤及びこれらと同様に宗教色が濃いと判断される教科書・教材を使用するの公立学校での授業を即刻中止するように、各教育委員会及び公立の学校等へ通達を出すなど、教育現場で、今後このような教科書が使われないよう指導をお願いします。(2) 今後の教科書検定に際しては、憲法第20条に違反している疑いのある宗教的色彩の濃い記述については、教科書として採用しないための基準を作るなど、宗教的信条を有する者の宗教的人格権を踏みにじることがないよう、宗教的中立性について、厳格な解釈を採用していただきたい。(3) これまでも教育現場における教師等の宗教的無関心・無頓着等からくる各種宗教行事(クリスマス・ハロウィン・神社参拝等)が、「宗教に関する一般的な教養」または「習俗的行事」であるとの安易な決めつけから、宗教的信条を異にする児童学生へ、結果的に参加強制となる事案が頻発していますが、これらの現状を把握のうえ、一部参加者に多大な精神的苦痛を味あわせる虞のある宗教的色彩の濃い行事祭礼を、授業等に取り入れることのないよう、公立の教育現場への指導教養を徹底していただきたい。

以下に関しては、請願文が長期にわたり、また、請願文の写しを事前に配付させていただいておりますので、朗読は省略させていただきます。

○澤委員長 本文は13ページにわたるものなので、“3要望とその理由”以下については朗読を省略させていただきました。既に、委員の皆様にはお手元に資料として配付されておりますので、ご了承くださいと思います。

平成17年にも同様の請願をいたしましたとありますが、当教育委員会の記録では、平成24年1月に本門立正宗の中川晃荘さんが請願書を出されて、請願の趣旨を説明していただきました。そのような経緯がありますが、この請願について、ご意見ございましたらお願いします。

○小島委員 委員長が言われたように、平成24年第1回教育委員会臨時会で、本門立正宗の中川晃荘さんが請願の趣旨説明をされた後に大分議論をさせていただきました。趣旨については、平成24年第1回教育委員会臨時会で述べられた内容と変わりがないようです。

中川正衛さんがおっしゃっているように、日本国憲法第19条では思想及び良心の自由を、第20条では信教の自由を規定しています。基本的人権の中でも、特に思想及び良心の自由、信教の自由はとても大事なことで、このような請願に際しては、慎重に考えなくてはならないと思っています。

信教の自由では、特定の宗教を助長したり、また強制されないという自由も保障されているので、そのようなことが行われることは絶対許されないと思います。

ただ、宗教を学問としての宗教学として取り上げ、例えば、「仏教はこういうことですよ」とか、「本門立正宗とは、念仏宗の中の日蓮正宗の一派で、日蓮宗や念仏宗がどういうものであるのか」とか、「キリスト教やイスラム教は、こういう起源から成り立っている」というように、宗教を学問としてとらえることは学問の自由であり、学問として成り立つことです。また、各宗教がどのような背景で成立してどのように発展していったのかという歴史としての宗教は自由に取り上げて、大いに議論することが人間の精神的なものの発展のためにはとても大事なことです。そのように捉えた場合に、中川さんのおっしゃる「それは宗教の自由を冒すものだ」という批判はどうなんでしょう。

さらに、法権力を行使する公共団体が行う宗教的なものとして、仏教におけるお釈迦様の花まつりとか、キリスト教におけるクリスマスやハロウィンは、確かに起源は宗教的なものですが、今はもう宗教とはやや離れた世俗的に認められている行事となっています。ハロウィンでは、小さな子どもたちが「みんなからお菓子がもらえる」と喜ぶようなところは、行事として捉えられるのではないのでしょうか。それをやったからといって、その特定の宗教を助長しようということではなくて許されることだろうと思います。

中川正衛さんが問題とされている各教科書のいろいろな点ですが、内容を一つ一つ当たって詳しい内容を調べることができなかったものですから、一概におっしゃっていることがどうだと言うことはできませんが、マザーテレサやキング牧師が人生においてどんなことをやってきたかが細かに述べられているようです。やはり、生身の人間ですから、いろいろなことがあったのでしょうけれど、大事なことは何かと考えたときに、マザーテレサは、生活に困った人々や子どもたちをいかに救うかを活動の本旨として長年活動してきたことが、人々に感謝され尊敬の念を得てきたということが多分事実でしょう。また、キング牧師は、人種差別をなくすために献身的な活動をしてきたことに対して、人々が敬意を表して尊崇の念を持つということ自体は認められることだと思います。

中川さんがおっしゃっている点については、少し飛躍している部分もあるのではないかという気がします。

○澤委員長 小島委員が言われたように、クリスマスツリーを飾って子どもたちがプレゼントをもらうことを楽しみにしたり、近頃は、商店街もバレンタインよりハロウィンに力を入れているそうです。

確かに現状では、クリスマスを祝うことでキリスト教を強制されているとか、ハロウィンを祝うことでキリスト教を押しつけられているという意識はないわけです。

しかし、宗教を厳密に考える人からするとあり得る気持ちなのかなと思いますが、その辺はなかなか難しいところです。小島委員が言われたように、特定の宗教からある程度離れて、世俗的な行事になっているということもありますが、何でもかんでもお祭り扱いするのもどうなのだろうという思いもあります。

また、キング牧師は、アメリカにおける黒人差別をなくそうと献身的に活動してきたので、その業績は評価されるべきだと思います。日本の場合、業績ある人はみな聖人君子でなければいけないかのように錯覚しているところがあるような気がします。いかに世の中に大きな業績やよい効果をもたらしたかが一番大事だと思います。

全体としては、日本国民の宗教に対する姿勢のあり方を問われているような印象を受けました。

○小島委員 宗教を突き詰めていくと、そう考える人たちにとっては絶対なことですから認められないわけです。少しでも公権力の行使の側面が認められると、社会的な活動と捉えることができることでも、実際はその絶対的な考え方をそのまま持ってくるのです。その純粋な、宗教的に特化された考え方だけで、こういう日常の行事を評価するのは、少し行き過ぎなのではないかという気がします。

○澤委員長 政治と宗教が分離していない時代は、国としてそのほかの宗教を認めなかったわけですね。

○綱川委員 宗教家の方々に直接お会いしたことがあまりありませんが、自分の信じるものに対しては絶対なわけです。私たちが日常生活の上で、例えば、結婚式を教会でやったり神社でやったり、葬儀は仏教でやったり。クリスマスもお祝いして、正月になったら神社や寺に初詣に行く。そのような日本人としての宗教観のなさというのにはありますが、やはり、公教育の中でどう扱うかを認識して教育活動をしなればいけないという思いがあります。今私たちは、ただのイベントとして捉えているのでしょけれども、宗教が関わっていることを再認識しなければならない部分はこれから先も出てくるでしょうね。

○澤委員長 もともとの起源はある宗教ですが、宗教色とは離れた行事になっていると社会も認めるのであれば、それは行事の一つですよという認識になるかと思います。確かに綱川委員が言われるように、ある意味では本質的な問いかけをしていただいている気がします。

○永山委員 国語の教科書では、仏教におけるすばらしい方も取り上げています。宗教色を全部除いてしまうと、子どもためのよい題材が消えてしまうという気がします。

○綱川委員 学問としての宗教をいろいろ紹介することは、人類が発達してきた段階の歴史を勉強する意味もあるわけですから、宗教色を出すことはいけないという問題ではないだろうと思います。

○教育長 学校が行う習俗的な行事としてクリスマスやハロウィンなどいろいろあります。門松を立てたり、神社への初詣などもあるわけですが、基本的に、習俗化しているものについては、宗教色が薄れてきているのは小島委員が言われたとおりだと思います。港区のように国際化した都市で、いろいろな国の児童・生徒が学校にいる状況においては、例えば、「クリスマスは、自分の宗教と違うので参加したくないです」と学校に言った場合には「そんなことを言わずに参加しなさい」とは

言いません。請願文の中に半ば安易な世俗的行事の決めつけから強制しているような事態があるというくだりがありますが、学校では「わかりました。これについては参加しなくてよいですよ」と個人個人に信教の自由があるわけですから、それを強制するような対応をとるべきではありませんし、おそらくそのような対応はとっていないはずです。

○澤委員長 いろいろご意見をいただきました。

請願の後半は、キリスト教という宗教についてかなり詳細に述べられていますが、教育委員会は宗教論争やその宗派の善し悪しを判断する機関ではありませんので、本請願につきましては、事務局で適切に対応していただきたいと思います。

それでは、この案件はよろしいでしょうか。

第2 審議事項

1 議案第83号 港区立幼稚園の保育料に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

○澤委員長 それでは日程第2、審議事項に入ります。

議案第83号「港区立幼稚園の保育料に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」説明をお願いします。

○学務課長 それでは、議案第83号「港区立幼稚園の保育料に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」ご説明させていただきます。

議案資料ナンバー1の8ページをご覧ください。

まず、改正理由です。

社会保障・税番号制度の導入に伴い制定された「港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例」に子ども・子育て支援法に関する事務が規定されたため、規則で定める様式を変更します。

次に、改正内容です。

港区立幼稚園保育料算定調書（第2条関係）に園児の属する世帯において生計を共にする者の個人番号記載欄を追加します。

5ページが現行の様式です。

6ページが改正後の様式です。12桁の個人番号欄が設けられています。

施行日は、3ページに記載のとおり平成28年1月1日となっています。これは、条例の施行日に合わせたものです。

簡単ですが、説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○澤委員長 ただいまの説明に対して、ご質問ございますか。

○小島委員 個人番号を書きたくないと言って書かない人に対してはどうなるのですか。

○学務課長 これは任意です。ただ、個人番号を記載しませんが有料で住民票や課税証明をとっていただかなくてはいけなくなります。一定のご負担をいただくことになると考えています。

○小島委員 平等感が損なわれるのではないですか。

○学務課長 平等感の意味合いが少し難しいのですが、法令で決められていることですので、個人番号を書かない人があるという意味で平等ではないということでしょうか。

○小島委員 書く人と書かない人との間に負担の差が生まれるということですか。

○学務課長 任意ですので、平等感までいくのかどうか。書くか書かないかは個人が決めることになります。

○澤委員長 学務課長が言われるように、書かなければほかの手段で証明しなければならないので、それは平等でも不平等でもなく、本人が選んだことになるわけですね。

○学務課長 新たに負担を求めるわけではありません。個人番号を記入することによって負担がなくなる、サービスが向上するということです。

○澤委員長 ペナルティではないわけですね。個人番号はなくてもよいのではないかと個人的には思っていますが、自分の主張をどこまで通せるのか。私はカードをつくるつもりはありませんが、自由度はあるみたいです。ただ、申請の際には、今までのように住民票をとるなどいろいろな手続が必要になるわけです。

○澤委員長 それでは、採決に入ります。

議案第83号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○澤委員長 それでは、議案第83号について、原案どおり可決することに決定いたしました。

2 議案第84号 平成28年度港区立生涯学習センター及び港区立青山生涯学習館の臨時休館について

○澤委員長 次に、議案第84号「平成28年度港区立生涯学習センター及び港区立青山生涯学習館の臨時休館について」説明をお願いします。

○生涯学習推進課長 それでは、議案第84号「平成28年度港区立生涯学習センター及び港区立青山生涯学習館の臨時休館について」議案資料ナンバー2によりご説明いたします。

2枚目をお開きください。

生涯学習センター及び青山生涯学習館において、設備保守点検や定期清掃など平成28年度の施設維持管理の予定に基づき、両施設の臨時休館日を定めるものです。

1 臨時休館日です。

(1) 港区立生涯学習センターは、年末年始を除き通年で開館している施設です。平成28年4月18日(月)から平成29年3月20日(月・祝)まで、各月の第3月曜日を臨時休館とします。臨時休館日を減らして、なるべく多くの区民に利用してもらうため、今までは12回設定していましたが、平成28年度につきましては、10月と2月は休館せず、10回の設定とします。

(2) 港区立青山生涯学習館は、年末年始のほか、毎週日曜日と休日を休館としている施設です。平成28年6月13日(月)、9月12日(月)、12月12日(月)、平成29年3月13日(月)で例年のとおり4回の設定としました。

2 理由です。

両施設の施設保守点検、定期清掃並びに図書整理等のためです。

3 利用者への周知方法です。

「広報みなと」への掲載、港区教育委員会情報紙「ひろば」お知らせ記事への掲載、港区コミュニティ情報誌「キスポート」への掲載、生涯学習施設ホームページでの掲載、自施設内のポスター掲示、みなとコールによる案内となります。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○澤委員長 ただいまの説明に対して、ご質問ございますか。

利用者の便宜を図って、港区立生涯学習センターの臨時休館日を12回から10回にしたということですが、よろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。

議案第84号については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○澤委員長 それでは、議案第84号について、原案どおり可決することに決定いたしました。

3 議案第85号 港区立埠頭少年野球場の臨時休場について

○澤委員長 次に、議案第85号「港区立埠頭少年野球場の臨時休場について」説明をお願いします。

○生涯学習推進課長 それでは、議案第85号「港区立埠頭少年野球場の臨時休場について」議案資料ナンバー3によりご説明いたします。

2枚目をご覧ください。

海岸三丁目海岸通り沿いの埠頭公園内にあります埠頭少年野球場について、人工芝の全面張替え工事のため臨時休場するものです。

1 臨時休場期間です。

平成28年1月12日(火)から2月26日(金)までの約一月半、46日間となります。

2 理由です。

人工芝の全面張替え工事のためです。

3 利用者への周知方法です。

軟式野球連盟学童部及びスポーツ少年団への通知文による周知、「広報みなと」への掲載、港区教育委員会情報紙「ひろば」お知らせへの掲載、ホームページへの掲載、自施設内でのポスター掲示及びチラシの配布、みなとコールによる案内となります。

日程の設定にあたりましては、事前に軟式野球連盟学童部及びスポーツ少年団と相談・協議を行い、臨時休場の期間を定めさせていただきました。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○澤委員長 ただいまの説明に対して、ご質問ございますか。

○綱川委員 人工芝の全面張替えということですが、これは定期的に行うものですか。大体どのぐらいの周期でやるのでしょうか。

○生涯学習推進課長 前回行いましたのが平成１７年ですので、ちょうど１０年目になります。芝生の耐用は、ほぼ１０年とされています。

○綱川委員 学校の校庭の人工芝も同じように手入れをしているのでしょうか。

○学校施設担当課長 当面は、目起こしをして維持します。耐用が１０年ということですが、芝の状況を見て判断します。

○小島委員 人工芝の張替えの時期はいつでなければならないということがありますか。１年のうちいつでもよいものですか。

○生涯学習推進課長 時期の指定は特にありません。ただ、団体と協議したところ、児童にとっても冬の時期がよろしいということで決めたものです。

○澤委員長 以前に永山委員から、利用者への影響が少ない時期がよいという意見がありましたね。それでは、採決に入ります。

議案第８５号については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○澤委員長 それでは、議案第８５号について、原案どおり可決することに決定いたしました。

４ 議案第８６号 芝五丁目複合施設整備基本計画（案）について

○澤委員長 次に、議案第８６号「芝五丁目複合施設整備基本計画（案）について」説明をお願いします。

○図書・文化財課長 本日差替えさせていただきました資料に誤りがありましたため、再度差替えをさせていただきました。資料については、慎重に作成すべきところ誠に申しわけございません。お詫び申し上げます。

それでは、議案第８６号「芝五丁目複合施設整備基本計画（案）について」ご説明させていただきます。

２枚目をご覧ください。芝五丁目複合施設整備基本計画の作成にあたりまして、産業振興課、用地・施設活用担当課、図書・文化財課の３課合同でパブリックコメントと住民等説明会を実施しました。

１ 経過報告です。

パブリックコメントの募集期間は、平成２７年１１月２日（月）から１２月１日（火）までです。意見提出者は１９人、意見の件数は４７件、そのうち図書館に関する件数は１８件です。

パブリックコメント募集期間内に開催しました住民等説明会は、平成２７年１１月１５日（日）に三田図書館で、１１月１６日（月）に港勤労福祉会館で開催させていただきました。三田図書館での参加者は２０人、意見は２５件、そのうち図書館に関する件数が１５件です。港勤労福祉会館での参加者は１６人、意見は８件、そのうち図書館に関する件数が３件です。

図書館に関する意見の合計３６件を、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄ、Ｅ、Ｆと分類しました。次の資料で説明させていただきます。

２ 今後の予定です。

本委員会終了後、１２月２１日（月）開催の区民文教常任委員会で報告する予定です。基本計画が固まりますと、１２月２４日（木）基本設計事業者選考委員会を実施する予定です。平成２８年１月５日（火）庁議での報告を目指しています。

続きまして、資料１をご覧ください。

１ページの３意見・要望等の反映状況をご覧くださいますと、いただいた意見にＡ～Ｆをそれぞれ振ってわかりやすくしています。Ａは意見の趣旨を踏まえ計画素案を修正したもの、Ｂは意見の趣旨は既に計画素案で記載しているもの、Ｃは意見の趣旨は既存事業などで対応しているもの、Ｄは意見の趣旨を踏まえ今後対応を検討するもの、Ｅはご意見への対応が困難なもの、Ｆはその他のご意見・質疑で、６種類に分類して意見を集約させていただきました。

２ページからが区民意見募集のご意見と区の考え方です。図書館に係るものにつきましてご説明させていただきます。

まず、３ページの１１番、ＬＥＤ照明について意見をいただきました。ＬＥＤの光源が目に入ると白熱球や蛍光灯に比べてかなり目に刺激が強いので、角度やカバー、笠など工夫して、目に直接入らないようにして欲しいというご意見です。反映状況をＢとしました。

資料３の７０ページ左側に、照明エネルギーの軽減としてＬＥＤ照明の記載があります。主要な照明にはＬＥＤ照明を使用しますが、ＬＥＤ照明に適さない場所においては、高効率タイプの照明器具を使用します。全館ＬＥＤではなく、ＬＥＤ照明に適さない場所においては、高効率タイプの照明器具を使用すると記載をしています。

これまで麻布図書館では全館ＬＥＤとしていましたが、今回は配慮した計画で行います。資料１の３ページに区の考え方として、ＬＥＤ照明の設置にあたっては適切な照度計画を行い、また、ＬＥＤ光源の特性にも配慮した照明配置計画を行うとしています。

次に、４ページの１３番、自動車駐車場計画では、地下掘削工事のコストを抑えるためにタワー式駐車場を計画しているが、地下自走式としたほうがよいというご意見です。反映状況をＥとしました。

自走式とした場合、１階部分に車両出入口用のスロープにスペースがとられてしまい、供用スペースが十分に確保できなくなることから、今回の建物計画においてはタワー型機械式駐車場を設置する計画が望ましいとしています。

次に、６ページの２７番、図書館とホームページ等を連携して、事業者が必要とする情報を手軽に身近に入手できるシステムにして欲しいというご意見です。反映状況をＡとし、差替え資料２の１番で区の考え方としては、今回、建物全体のホームページを作成し、図書館の情報と産業振興センターの情報、複合施設として活用可能床ができますので入ったテナント等の情報も、複合施設全体として一体感のある情報発信ができる仕組みを検討しますと述べています。

次に、29番、現在の場所での建て替えを希望するというご意見です。「図書館の計画地はこれまでの三田駅利用からは遠くなり不便になる。今の立地を活かせないのか」という意見です。区の考え方としては、現在の敷地では、多様化する要望等に対応できないため、現施設の約1.5倍の用地面積を確保している芝五丁目に移転することを港区としても決定していると説明しています。

次に、30番、芝浦地区の住民が利用しやすい図書館を設置して欲しいというご意見です。反映状況はBとし、図書館が移動することで逆に芝浦地区の方々には近くなり利用しやすいと説明しています。

次に、7ページ32番、視覚障害者や高齢で視力が低下した人のために大活字本を増やしてほしいというご意見です。区の考え方として資料3の59ページの一般開架書架のところで説明しています。

次に、37番、「子どもエリア」について、ワンフロアが子ども向けにできるのは良いと思うが、現在の麻布図書館は、書架が円状になっているため見通しが悪く、不用心だと感じているので、配置に気を付けてほしいというご意見です。麻布図書館では、子どもエリアの2階部分で、本棚が高く、視界から子どもが見えなくなりかくれんぼをしているような状況になってしまっているため、一番上の段には本を入れない工夫をしています。芝五丁目では、麻布図書館の経験を踏まえて、差替え資料2の2番で、当初は、カウンターから見渡せるようにしていましたが、子どもエリア全体が見渡せるように書き換えることにしました。

次に、10ページからが住民等説明会等の意見と区の回答です。三田図書館で開催した説明会には、普段図書館をよく利用される方が多く来ていただいた印象があります。勤労福祉会館での説明会には設計業者の方などが多く、事業者の方が計画の説明を聴きにきているというような状況でした。

12ページの8番、飲食コーナーをTSUTAYAのようなカフェや物品販売にして欲しいというご意見です。反映状況をDとしました。今回の計画の策定にあたりまして、他の自治体の図書館について調査をさせていただきましたが、佐賀県武雄市のTSUTAYAが運営している図書館についての意見が出ることは想定していたところです。

芝五丁目周辺は、武雄市と違い近隣に飲食店や物品販売の店舗も多く立地条件が大きく異なりますが、飲食コーナーの運営方法などについては参考となる部分があるか検討していくとしています。

次に、13ページの14番、新聞雑誌について、東京だけではなくて近隣の地方紙も置いて欲しいと、また、新聞を机に広げて読めるようにして欲しいというご意見です。反映状況をDとしました。図書館でその日の新聞を取り合うトラブルが多いため、机に広げて読めるスペースを確保すると長時間その日の新聞を占有することになります。全ての利用者が利用しやすい閲覧席の形式について今後検討していきます。地方新聞の収集については、他の自治体を参考にして今後検討していきます。

14ページの24・25番で、現在の三田図書館の跡地はどのような予定かという質問が2件ありました。三田図書館の跡地の活用方針については、現時点では決まっておりません。今後、区の行

政需要を踏まえながら検討してまいりますとお答えさせていただきました。

住民等説明会では、３３点のご意見をいただきました。

以上簡単ですが、芝五丁目複合施設整備基本計画（案）と（素案）に寄せられた区民意見についてご説明させていただきました。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○澤委員長 ただいまの説明に対して、ご質問ございますか。

○教育長 私が聞き間違えたのかもわかりませんが、差替え資料１の３ページ１１番のＬＥＤ照明のところですが、資料３の７０ページに、ただし書きを加えて、ＬＥＤ照明が適さない場所においては高効率タイプの照明器具を使用しますと言いましたが、反映状況はＡとしなければならないのではないですか。

○図書・文化財課長 こちらの「ただし、ＬＥＤ照明に適さない場所においては高効率タイプの照明器具を使用します」とは、素案の段階から記載がありましたのでＢとなっています。今回、加えたものではございません。

○教育長 説明が間違っただけのことですね。わかりました。

それから、確認してもらいたいのですが、差替え資料２で、パブリックコメントの２７番に複合施設である芝五丁目複合施設において特別なホームページを立ち上げることを検討しますと、アンダーラインを引いて書いてあります。

別の件ですが、オリンピック、パラリンピックの基本情勢として、新しく港区のホームページの中に、例えば教育委員会とか図書館のようにカテゴリーをつくろうと予算要求しましたが、区長室からはそういうものを認めないと、途中経過ですが言われました。そのような観点からすると、ここで検討しますとしています。区長室等にその辺を確認していますか。

○図書・文化財課長 現在、産業振興課のほうで庁内の決定をとり、最終的には、公共施設検討委員会にかけまして案として了承をもらう形になりますが、今現在の考え方としては、今までのようにリンクするというだけではなくて、もっと踏み込んだ形でホームページをつくりたいと考えています。

○教育長 要求していききたいということで、庁内あるいは公共施設検討委員会にこれからかじを切るのかわかりませんが、検討しますと言ってしまって、ホームページ担当からだめと言われたからできませんというのではいけませんから、そこは注意してください。

○図書・文化財課長 産業振興課と再度相談し、他の部署との調整を行っていきます。

○澤委員長 それでは、採決に入ります。

議案第８６号については、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

○澤委員長 それでは、議案第８６号について、原案どおり可決することに決定いたしました。

第３ 教育長報告事項

１ 平成２７年第４回港区議会定例会の質問について

○澤委員長 次に、日程第3、教育長報告事項に入ります。

「平成27年第4回港区議会定例会の質問について」説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、「平成27年第4回港区議会定例会の質問について」ご報告いたします。資料ナンバー2をご覧ください。

第4回港区議会定例会の代表質問、一般質問は、11月26日と27日に行われました。1ページに記載のとおり、代表質問には4名、一般質問には5名の議員から質問がありました。質問に対する教育長答弁の主なものについて、3ページから順にご説明します。

まず、代表質問です。

初めに、自民党議員団の清原議員です。

清原議員からは、理科教育と租税教育について質問がありました。

理科教育については、先進的な取組を紹介する実践事例集を作成するなど、理科教育のさらなる充実に努めると答弁しています。

租税教室については、税理士や会計士など専門家による租税教室や税務署への職場訪問について、各校に実施を働きかけるなど、租税教育を一層充実していくと答弁しています。

次に、みなと政策会議の阿部議員です。

阿部議員からは、国際学級の拡大についてと図書館サービスの充実についての質問がありました。

国際学級について、他の小学校への設置拡大については今後のニーズを見極めながら検討していくと答弁しています。また、区立中学校への設置については、東町小学校の国際学級を卒業する子どもたちの進路状況を踏まえ、必要性について検討していくと答弁しています。

図書館サービスの充実では、開館時間延長については、利用実態、費用対効果を考慮しながら検討を進めているところで、今後も区民や利用者のニーズを把握し、図書館サービスの向上につながるよう課題解決に取り組んでいくと答弁しています。

次に、公明党議員団の林田議員です。

林田議員からは、小学校の適正規模、適正配置について、教育ビジョンの中には人口増に対する教育の質・量の確保の充実、提供が求められるとしているが、適正規模、適正配置についてはどのように考えているかという質問がありました。

この種の質問は初めてですが、法令では、小学校の学級数は12から18学級までを標準としているが、地域の実態など特別な事情がある場合はこの限りでないとしており、学級数や通学距離だけではなく、確かな学力の定着や健全な心身の育成など、質の高い教育が展開できる運営が可能かどうか判断する上での重要なポイントであると考えていると答弁しています。

次に、共産党議員団の大滝議員です。

大滝議員からは、スポーツ施設の利用料に関して、昨年4月から区外在住の障害者は有料となったことについて、区民と同じように無料にすべきという質問がありました。

区が策定した「公の施設の使用料算出にあたっての基本的考え方」において、区民優先の視点から区民との違いを設けることができるという考えのもとに、区外の方を有料としたと述べています。

区外の方の使用料を免除することは考えていませんが、安心して利用できる施設環境の整備に向けて取り組んでいくと答弁しています。

ここから一般質問になります。

まず、自民党議員団の有働議員です。

有働議員からは、小学校でのプログラミング教育を体験する機会の創出について質問がありました。

プログラミング教育は、学習指導要領には位置づけられていませんが、学校支援地域本部事業の出前授業の一つに講座としてあることから、これを活用するなど機会の創出に努めていくと答弁しています。

次に、自民党議員団の黒崎議員です。

黒崎議員からは、東京オリンピック・パラリンピックの事前キャンプ誘致について、他の自治体の事例が紹介され、港区においてもぜひ誘致活動を展開するべきという質問がありました。

本年9月に事前キャンプ誘致の意思表示をしており、今後も積極的に誘致に取り組んでいくと答弁しています。

次に、みなと政策会議の兵頭議員です。

兵頭議員からは、特別支援教育の推進について、ラグビーワールドカップ2019に向けたスポーツ振興について質問がありました。

特別支援教育の推進については、平成28年度から特別支援教室を全小学校に拡大して展開することを答弁しています。

ラグビーワールドカップ2019に向けたスポーツ振興については、「する」「みる」「支える」視点から、様々な取組を進め、区民の気運醸成とスポーツ振興を図っていくと答弁しています。

次に、公明党議員団の杉本議員です。

杉本議員からは、いじめ防止に向けた区長部局と一体となった取組について、新教育委員会制度の施行に伴い、区長との連携をより一層強化して進めていく必要があることから今後の取組について質問がありました。

教育委員会制度の改革を機に、教育委員会は区長との連携を一層強化し、オール港区としていじめ防止に向けたネットワークを強固なものにしていくと答弁しています。

最後に、共産党議員団の風見議員です。

風見議員からは、屋外スポーツ施設の利用期間・利用時間の拡大について質問がありました。

利用者だけではなく、運動場近隣にお住まいの方からの意見も寄せられている中で、近隣の皆さんの理解が得られるよう努力していくと答弁しています。

以上、主なものを紹介させていただきました。

○澤委員長 ただいまの説明に対して、ご質問ございますか。

○綱川委員 3ページの清原議員の代表質問の中での租税教育についてですが、答弁として、今後は税理士や会計士など専門家による租税教室や税務署への職場訪問とあります。税理士や税務署の

職員でない資格を持っていない方々が租税について教えるのはよいのかどうかを考えないといけない。具体的には、法人会などの会員が行っているところが多いようですが、本来は、有資格者が教育の場できちんと教えるほうがよいと思うのですがどうですか。

○指導室長 租税教室は、綱川委員がおっしゃるように、きちんと資格がある方から教えていただけることが非常に有意義なことであると思います。実際に税金の仕組みなどは、教員も授業の中で教えますので、税理士等の資格を持たずにその学習内容を教えるということがあります。租税教室で必ずしも資格を持った方から教えていただかないことも多く、ゲストティーチャーという位置付けで教えていただくことも可能です。また、中学生が詳しいことを知りたいというときは、直接、税理士さんをお願いしてお聞きするのが好ましいと思います。

○綱川委員 税理士や会計士など専門家による租税教室と書いてあるので、今後は、やはり業務独占の資格を持った方に指導してもらったほうが学校としてはよいと思います。検討してみてください。

○澤委員長 綱川委員が言われるように、柱になる方は、資格を持った人がきちんとやるべきだと思いますが、納税者の立場や視点から税金をどう考えているかについては、指導室長が言ったようなケースがあってもよいのではないかと思います。

○教育長 租税教育については税務署が所管になって租税教育推進委員会というものが組織されています。学校長の代表者が年間にどこでどういう租税教育をやったということを発表します。もちろん税務署あるいは税理士、納税貯蓄組合や法人会、そういう方々がメンバーとして30人ぐらい集まって、租税教育をどのように進めていくのかを議論します。私が委員会の幹事をさせてもらっていますが、それぞれの学校でやっている活動内容等について報告してもらっています。

そのような中で、専門家である税理士や税務署の職員でなく、納税者の立場として法人会の方も活動に大いに推奨している状況がありますので、いろいろな立場から外部講師、ゲストティーチャーとして、会社を運営している立場から社長さんがお話をする、あるいは、消費税を納税する立場からのお話を伺うことも大事ということでやっていますので、綱川委員のご意見もよくわかりますが、内容については教員がいて確認の上で行われていることをお話させていただきます。

○綱川委員 もちろん存じていますが、やはりプロがやるのとでは温度差があったりします。学校によって異なる場合もあったりするわけです。指導内容ですから、きちんとしたほうがよいのではないかという意見です。

○小島委員 阿部議員の国際学級の拡大についてですが、港区では外国人の人口は全体のほぼ1割を占めており、住民税については全体の1割超を負担している状況にあるわけで、外国籍の子どもたちの教育についても、公立学校が積極的に受け入れるべきではなかろうかと思っています。受け入れることによって、日本国籍の子どもたちも外国籍の子どもたちといろいろな交流ができ、語学のレベルアップや国際感覚のレベルアップに役に立つのではないかと私は言っているのですが、現在、国際学級は東町小学校1校に設置されていますが、いかにも少な過ぎるのではないかと。他の小学校にも、更に、中学校にも国際学級をつくるべきではないかということです。

そこでお伺いしますが、答弁内容の最後に「区立中学校への国際学級の設置については、引き続き東町小学校の国際学級を卒業する子どもの進路状況を踏まえ、必要性について検討します」とあります。進路状況を踏まえとはどういう意味なのでしょう。

○指導室長 まず、東町小学校の国際学級を卒業する外国籍の子どもたちがどういう進路を選んでいるのか。例えば、公立中学校を選ぶ児童、公教育から離れていく児童、また、帰国して本国に帰られる児童。これらが卒業後の進路状況として考えられるケースです。例えば区立中学校にどういう趣旨・考え方で進学している児童がいるかといったニーズを把握し、中学校での国際学級の設置を考えなければいけないと思っていますところ。

要するに、自分の母語である言葉をそのまま維持し、日本語の影響を受けないで、英語を使ってしっかりと学んで積み上げていけるのが小学校の段階での国際学級です。

そうした上で、中学校では英語の力は随分ついてきているので、今度は日本語の力も身につけたいと考え、区立中学校に進学している家庭もあります。また、都立高校等への進学を考えている家庭もあって、今度は逆に、日本語をしっかりと学んでいきたいというニーズも出ているようです。

ですから、その辺も踏まえた分析をして、しっかりと港区が目指す国際学級での指導をどうするかを考えていかないといけないことから、このような表現で教育長にご答弁いただきました。

○小島委員 今指導室長が言われたのは、外国籍で東町小学校に在籍している児童の中学校進路状況を踏まえ検討するという趣旨ですね。

○指導室長 ここで述べている東町小学校の国際学級とは、東町小学校に国際学級枠として在籍する外国籍の児童ということです。

○小島委員 日本国籍の児童が、東町小学校で国際学級の教育を受けて、さらに中学校でもそういう教育を受けたいというニーズについて、日本国籍の児童に対するアンケートや調査をするというのはどうでしょうか。

○指導室長 基本的に、国際学級はあくまでも両親が外国籍であるという要件があります。それに付随する形で、国際理解教育がかなり進んでいくという経緯があります。

港区の中学校においては、国際理解教育をどの学校も当然行っています。外国籍の児童も通学する中で、子どもたちの持っているバックグラウンドを活かしながら国際理解教育を進めています。特段、日本人の子どもたちのために国際学級があるわけではなく、あくまでも付随して出てくるニーズかと考えます。そういったことに対する保護者のニーズから、東町小学校に入学希望者が増えているという事実はありますが、本来のねらいとは違うものです。

○小島委員 外国籍の児童が、どういう中学校へ行くかという調査をすると言われましたが、公立中学校には国際学級がないので行かない、国際学級があれば行くということもあるのではないかと思います。どうですか。

○指導室長 平成26年度に東町小学校の国際学級の6年生に外国籍の児童が5人いました。研究発表でも、その5人の児童が核となつてとてもよい研究発表だったと記憶しています。その5人のうち2人は帰国して、残りの3人は公立中学校を選びました。3人は今、日本語をしっかりと学びた

いと、日本語適応指導を受けています。

小島委員がおっしゃるように、もし作ればということはあるとは思いますが、実際には、小学校で母語をしっかりと身につけた上で、さらにそれを伸ばしたいのであれば、自分でその力を身につけることができるのではないかと。ただ、学力として考えたときに、日本の公教育の仕組みの中で日本語を使って勉強することを選ぶのであれば、母語から離れた2番目の言語としてしっかり日本語を身につけ、中学校教育、高等学校教育を受けたいというニーズによって、公立学校は対応していくのが大切なことという考え方のもとで今やっているところです。

中学校でも英語で授業を受けたいということであれば、本当に中学校で英語を使って指導できる教師の必要性について研究しなければと思っています。

○小島委員 今回の指導室長の話では、とても大きな問題として切り込んでいるような感覚を受けます。先ほども言ったように、人口の約1割を占める外国人が全体の1割超の住民税を払ってくれているのですから、その外国籍の子どもたちを公立学校で積極的に受け入れたらよいのではないのでしょうか。受け入れることによって、日本国籍の子どもたちの国際理解教育にもつながるのですから。

○教育長 6年生の外国籍の児童は何名ですか。

○指導室長 今2名です。

○教育長 上限を10名としていますね。

○澤委員長 希望選択で入れなかった子どもさんがいますね。

教育委員会としては、6年生のうち外国籍の児童が2名にも拘わらず、大勢の日本人の入学希望者が出ているのはなぜなのか、何を魅力に感じて来ていただいているのかを分析した上で、国際学級の設置が中学校でも可能ならば、積極的に進めてほしいと思います。

○指導室長 中学校においては、国際理解教育をどこの学校でもしっかりやっております。国際学級の設置による国際理解教育の充実ではない形ですめることが一番ではないかと思っています。

○澤委員長 小島委員の言われている意味は、東町小学校の国際学級がこれだけインパクトがあるので、中学校でも国際的な視点から港区はこうやっているのだということを示すべきではないか。また、中学校への進学率がもっと上がる可能性があるのではないかと。その辺を検討して欲しいということだと思います。

ただ、作ればよいというものでもありませんし、設置するにはいろいろ準備も必要となります。

○綱川委員 特別支援教室も全校に設置するという流れになってきています。私は日本語教育も特別支援の一つかなと大雑把には思っています。各学校で日本語が話せない子どもがいるようです。中学校での日本語学級の設置は、他区では例があるようです。

中学校の国際学級も必要かもしれませんが、日本語学級もぜひ設置して、港区らしい教育をつくっていくべきだと思います。

以前、数学の授業でも最初は英語の教科書を使ってやるという話を聞いたことがあります。先生が横で説明をしたり、個別に指導する場面もあるようです。日本語学級の設置についても考えたほうがよいのではないかとと思っています。

○指導室長 中学校の日本語学級の設置については、学校現場でも、実際ニーズがあると聞いています。設置となると、どこに設置するのか、10人という基準をオーバーするほどの生徒数が実際にいると我々は捉えています。

○綱川委員 10人いないとできないのですか。

○指導室長 10人以上です。あるときだけ10人を超えたということでは、なかなか都から認可されないようです。ちなみに、現在、中学校に日本語学級を設置している例は、近隣では品川区や大田区があります。

○綱川委員 わかりました。それでは前向きに検討していただいて、港区では、国際化という中で港区ならではの教育としての対応が大事だと思いますので、よろしくお願いします。

○澤委員長 それでは、この案件はよろしいでしょうか。

(なし)

2 平成28年度港区立幼稚園園児募集結果について

○澤委員長 次に、「平成28年度港区立幼稚園園児募集結果について」説明をお願いします。

○学務課長 それでは、「平成28年度港区立幼稚園園児募集結果について」ご説明させていただきます。資料ナンバー3をご覧ください。

初めに、ここには記載しておりませんが、今回、3歳児につきましては、新たに20名の定員増とし、全体として10園で314名を募集しました。また、4歳児につきましては、10園で256名を募集しました。5歳児につきましては、前回も申し上げたとおり一斉募集をしておりませんが、定員の空きは100人以上ありますので、一斉募集終了後、随時申し込みを受けつけてまいります。

4歳児は、募集定員合計256名に対して応募が97名。倍率は0.38倍です。抽選はございませんでした。網掛けの部分が抽選です。4歳児については全くございません。

3歳児は、募集定員合計314名に対して応募が441名。倍率は1.4倍です。青南幼稚園とにじのはし幼稚園では、それぞれ8名と4名の定員割れとなっています。青南幼稚園とにじのはし幼稚園以外は全て抽選です。12月3日に1回目の抽選を既に実施しています。定員を超えなかった青南幼稚園とにじのはし幼稚園については、12月9日に再度追加募集を行い、応募が定員を超えた場合は12月11日に2回目の抽選を実施する予定です。その後、面談や健康診断を実施し、12月下旬には入園決定となる予定です。

説明は以上です。

○澤委員長 ただいまの説明に対して、ご質問ございますか。

○小島委員 3歳児の定員については、従前から比べると隔世の感があるほど増えたので、これに至るまでの事務局の努力に対して大変敬意を表します。ただ、これだけの倍率があるということは、まだまだ努力をしなければ、教育委員会としての責務を果たしてないのではないかとと言われても仕方ないような数字かなと思います。特に、芝浦幼稚園は募集定員が35名のところ62名の応募が

あり、港南幼稚園は募集定員が44名のところ76名の応募がありました。何とかもう少し定員は増やせないのでしょうか。

○学務課長 その年によって多かったり少なかったりすることがある中で、毎年増えています。

以前もご説明しましたが、分園等を検討しているところです。これからも調査・検討させていただきます。

○綱川委員 3歳児には、3歳までは保育園に預けていて幼稚園を希望する方もいらっしゃいます。来年の4月1日時点で保育園にも幼稚園にも行けない子どもが出てしまうことがありますか。

○学務課長 どちらにも入らない方がどの程度いるのか、正確なデータはありませんが、2割程度と言われています。

○小島委員 3歳児では、青南幼稚園とにじのはし幼稚園で定員に満たない応募人数なのですが、二次募集で定員に達する可能性が高いわけですね。

○学務課長 定員に達すると思います。

○綱川委員 4歳児や5歳児は空きがある状況ですね。

○学務課長 4歳児、5歳児には空きがあります。

○小島委員 南山幼稚園の3歳児は2.3倍ですが、これはたまたまですか。それだけニーズがあるのですか。倍率ではここが一番高いですよ。

○学務課長 南山幼稚園は、昨年度は1.2倍で決して高いというわけではありませんでした。今年度高くなったのは、昨年度低かったことから応募者が多くなったのではないかと思います。正確な理由はわかりません。

○永山委員 質問ですが、例えば、都立高校の入試では倍率等を鑑み出願変更できるシステムがあるのですが、幼稚園ではないですよ。

○学務課長 1つしか選べませんし、変更をすることもできません。二次募集は、改めてもう一度申し込むことになります。

○永山委員 運にまかせるということですね。

○学務課長 様子を見ながら、募集期間ぎりぎりで行きたい園に申し込むという傾向はあるようです。

○小島委員 応募状況の発表は数回あるのですか。

○学務課長 2回あります。

○澤委員長 では、どんな状況なのか区民の皆さんにもわかるわけですね。

○学務課長 はい。

○綱川委員 でも、それを見て変えることはできないですよ。

○学務課長 変えられません。

○小島委員 では、ぎりぎりまで出さないで、様子を見てからという人が結構いるのですよ。

○澤委員長 申し込み方法等は、教育委員会としても考えなければいけないことですね。いずれにしても、3歳児は募集定員314名に対して441名の応募があるわけですから、大きな課題です。

それでは、この案件はよろしいでしょうか。

(なし)

3 平成28年度小学校移動教室・夏季学園について

○澤委員長 次に、「平成28年度小学校移動教室・夏季学園について」説明をお願いします。

○学務課長 それでは、「平成28年度小学校移動教室・夏季学園について」説明させていただきます。資料ナンバー4をご覧ください。

平成28年度の小学校移動教室・夏季学園については、児童の安全・安心を第一に考え、箱根ニコニコ高原学園での実施を中止し、他区の施設等で実施します。

1 これまでの経緯です。

ご存じのように、平成27年5月に箱根山噴火警報がレベル1からレベル2に引き上げられたことを受けて、ニコニコ高原学園での移動教室・夏季学園の中止を決定しました。代替場所として、移動教室については葛飾区、夏季学園については板橋区の施設で実施しています。

2 現状です。

まず、箱根山の状況ですが、気象庁は「箱根山については規模の小さな噴出現象が突発的に発生する可能性がある」「火口や噴気孔周辺では、噴気や火山ガスに注意すること」と注意を呼び掛けています。また、箱根町では、現在も高い濃度の火山ガスが観測されている場所があるため、「安全の確認には、今後一定の期間がかかる見込み」との見解を出しています。

箱根ニコニコ高原学園の状況ですが、大涌谷から比較的近い約3km圏内に位置しており、安全の確認には、今後一定の期間が必要であること、また、温泉の供給も通常どおり回復していないため、浴室の利用ができず、復旧の目途も立っていない状況です。

3 28年度の対応です。

まず、他区の施設等の利用ですが、平成27年度と同じように、児童の安全・安心を第一に考え、葛飾区や板橋区、文京区など他区の施設等で実施します。

施設の利用の申込みですが、各区とも1月までに翌年度の宿泊施設の学校利用スケジュールを決定し、その後、区民等を対象とした予約受付を開始しています。したがって、港区が確実に施設を利用するには、1月中の利用申込みが不可欠です。そのため、港区としては、1月末までに来年度の施設利用を申し込みます。

今後の契約解除ですが、港区の申込みは、他区にとっては区民等に優先した取扱いとなるため、利用申込み後の契約解除は困難です。

このため、今後安全が確保され、温泉供給が回復した場合であっても、平成28年度については、他区の施設等で移動教室・夏季学園を実施します。

4 保護者負担額です。

平成28年度についても前年度と同一額となるように調整します。移動教室については1,300円×宿泊数、夏季学園については1,300円×宿泊数とバス代4,000円となっています。

5 その他です。

今後、保護者に対して丁寧な説明をしていきます。

社会教育活動等を行う団体については、温泉供給量が安定的の確保できる状態になった段階で、利用の再開等を検討します。

6 スケジュール等は記載のとおりです。

説明は以上です。

○澤委員長 ただいまの説明に対して、ご質問ございますか。

残念ながら、箱根ニコニコ高原学園は使えないので、他区のご厚意で施設を借りて実施する方向でいきたいということですね。

○小島委員 児童の安全にかかわることですから、慎重にということで、やむを得ないのではないのでしょうか。

○澤委員長 学校現場の先生方の意見も入れて方向付けしているわけですね。

○学務課長 校長先生と話し合いの上で調整いたしました。現場の意見も確認しています。

○永山委員 昨年度中止になった際に、保護者の方からいろいろな意見がありました。実際に他区の施設が利用できてとてもよかった。また、教育委員会の対応もよかったという連絡をいただきました。学務課長の努力のおかげだと思っています。

○学務課長 いろいろありましたが、他区が協力的に対応してくださって本当にありがたいと思います。

○澤委員長 それでは、この案件はよろしいでしょうか。

(なし)

4 平成28年度入園式・入学式、修了式・卒業式及び土曜授業の実施日について

○澤委員長 次に、「平成28年度入園式・入学式、修了式・卒業式及び土曜授業の実施日について」説明をお願いします。

○指導室長 それでは、「平成28年度入園式・入学式、修了式・卒業式及び土曜授業の実施日について」資料ナンバー5でご説明いたします。

例年、カレンダー割等で曜日がずれる場合がありますが、今年度、大きな変更点として、修了式・卒業式のうち、小学校卒業式を3月23日(木)としています。港区では通常、小学校修了式の翌日に卒業式という形をとっていましたが、小中一貫教育校がある関係や中学校終了式等の関係から、校長会等とも相談して、小学校卒業式を小学校修了式の前日に行う形をとります。

したがって、記載のとおり、幼稚園修了式は3月16日(木)、小学校卒業式は3月23日(木)、中学校卒業式は、3月17日(金)と設定しています。

入園式・入学式については記載のとおりです。

土曜授業日につきましては、例年、月2回第1と第3土曜日を原則とする中で、4月の第1土曜日は設定しないなど、原則に基づいて、合計回数を一つの目途として、学校の教育課程に応じて設

定する形になります。

簡単ですが、説明は以上です。

○澤委員長 ただいまの説明に対して、ご質問ございますか。

○小島委員 小学校の卒業式はいつも３月２５日でしたよね。

指導室長からいろいろ説明がありましたが、平成２８年度は３月２５日が土曜日だからということではないのですか。

○指導室長 今までどおりであれば、３月２５日が土曜日ですので、３月２４日が卒業式、３月２３日が修了式となるところですが、先ほど申し上げたように、小学校の卒業式を順調にスタートさせるために、卒業式を先に行ってから修了式を行うということで、２３日が小学校の卒業式、２４日が小・中学校の修了式という形をとります。もともと、２５日土曜日は第４の土曜日ですので、そこに設定することはいたしません。そのように教育課程を組むよう進めているところです。

○綱川委員 昨年、白金の丘小・中学校の入学式は、午前と午後で行いましたが、平成２８年度はどうなりますか。

○小島委員 白金の丘学園もこれで了解しているのですか。

○指導室長 原則は了解していただいています。ただ、いろいろなことを勘案して変更になる場合もありますが、一応、昨年のように、著しく変更した形で実施しないよう、こちらも学校へ働きかけているところです。

○小島委員 幼稚園の入園式ですが、平成２７年度は４月９日（木）で、平成２８年度は４月１１日（月）ですが、４月８日（金）というのでは早過ぎますか。

○指導室長 ８日（金）が幼稚園の始業式になります。新４歳、新５歳の始業式のときに入園式の準備もしますので、１１日（月）が入園式となります。

○澤委員長 それでは、この案件はよろしいでしょうか。

（なし）

５ 後援名義等の１１月分使用承認について

６ 生涯学習推進課の１１月事業実績について

７ 生涯学習推進課の各事業別利用状況について

８ 生涯学習推進課の１月事業予定について

９ 図書館・郷土資料館の１１月行事实績について

１０ 図書館の１１月分利用実績について

１１ 図書館・郷土資料館の１月行事予定について

１２ １月指導室事業予定について

○澤委員長 次に、「後援名義等の１１月分使用承認について」「生涯学習推進課の１１月事業実績について」「生涯学習推進課の各事業別利用状況について」「生涯学習推進課の１月事業予定について」「図書館・郷土資料館の１１月行事实績について」「図書館の１１月分利用実績について」「図書

館・郷土資料館の1月行事予定について」「1月指導室事業予定について」、この8件の定例報告については、配付資料のとおりです。各案件について、ご質問ございますか。

○綱川委員 単純な質問ですが、後援名義等の11月分使用承認の中に、社会を明るくする運動という事業で教育委員長の名義使用と記載されていますが、これは役職名で出すのですか。

○教育長 賞だからではないですか。賞状として、例えば教育長賞とか教育委員長賞として出すことがあります。

○庶務課長 後援名義等使用承認事務取扱要綱がありまして、使用を承認する名義は、教育委員会の後援、共催とする。使用できる名義は、教育委員会又は教育委員長若しくは教育長とすると規定しています。今回は港区教育委員長賞を授与するということです。

○小島委員 1月指導室事業予定につき、つばさ教室連絡会というのがあります。本日午前中に中学校の音楽鑑賞室がありまして、つばさ教室の生徒も来ていました。非常によかったなと思いました。今までも来ていたのですか。

○指導室長 例年、つばさ教室の生徒も参加しています。ただ、在籍校の生徒たちとすれ違ったりすることに対して非常に敏感な子どももいますので、座席を後ろのほうに設定するなど配慮の上、参加できるようにしています。

同じように公立中学校の生徒ですので、こういう機会が同じように与えられるよう、これからも働きかけていきたいと思います。

○小島委員 すばらしい音楽会ですから、できるだけ多くのつばさ教室の子どもたちに来てもらいたいですね。

○澤委員長 それでは、この案件はよろしいでしょうか。

(なし)

○澤委員長 本日予定している案件は全て終了しましたが、庶務課長、その他何かありますか。

○庶務課長 特にございません。

「閉 会」

○澤委員長 わかりました。なければ、これをもちまして閉会いたします。

次回は、定例会を1月12日火曜日、午前10時から開催予定です。よろしくお願いいたします。

皆さん、お疲れ様でした。

(午後5時05分)

会議録署名人

港区教育委員会委員長 澤 孝一郎

港区教育委員会委員 綱 川 智 久